

受理官庁 S D	知的所有権登録総局 (スーダン)	附属書 C S D
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	スーダン	
国際出願の作成に用いることができる言語	アラビア語又は英語 <sup>1</sup>	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ <sup>2, 3, 4</sup>	認める。受理官庁はe P C T出願による電子出願を認める。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（P C T規則26の2.3）？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については受理官庁に確認されたい。	
管轄国際調査機関	エジプト特許庁又は欧州特許庁	
管轄国際予備審査機関	エジプト特許庁又は欧州特許庁 <sup>2</sup>	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書D参照）である場合、出願人は翻訳文を提出しなければならない（P C T規則12.3）。
- 2 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 3 国際出願に、明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわち、W I P O標準ST.25テキスト形式に適合したものを提出することが望ましい。この形式で配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。ただし、この配列リストを画像ファイル形式（P D Fなど）で提出した場合には、各頁につき手数料を支払う（2009年5月14日付公示（P C T公報）79頁参照）。
- 4 関連する受理官庁の通告については、2020年10月29日付公示（P C T公報）226頁以降参照。
- 5 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り管轄する。

S D	知的所有権登録総局 (スーダン) (続き)	S D
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：スーダン・ポンド (SDG)	
送付手数料	SDG 50	
国際出願手数料 <sup>6</sup>	1,330 スイス・フランに相当する SDG の額	
30枚を超える1枚ごとの手数料 <sup>6</sup>	15 スイス・フランに相当する SDG の額	
減額 (手数料表第4項に基づく) :		
電子出願 (文字コード形式による願書)	200 スイス・フランに相当する SDG の額 <sup>7</sup>	
電子出願 (文字コード形式による願書, 明細書, 請求の範囲及び要約)	300 スイス・フランに相当する SDG の額 <sup>7</sup>	
調査手数料	出願人が選択した国際調査機関に支払われるべき調査手数料の額に相当する SDG の額 : 附属書D (EG) 又は (EP) 参照	
優先権書類の手数料 (PCT規則17.1(b))	なし	
受理官庁は代理人を要求するか?	出願人がスーダンに居住している場合は不要  非居住者に対してはスーダン国内のあて先を要求される	
誰が代理人として行為できるか?	1983年の職業に関する法律又は他の代替法律に基づきスーダンにおいて職業が認可された弁護士  スーダンにおいて職業が認可された公認会計士  スーダン大学卒業かこれと同等の学位を有するスーダンの国民  特許の分野において少なくとも5年の経験を有するスーダンの国民	

<sup>6</sup> この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。

<sup>7</sup> 脚注4を参照。